

提出書類一覧 **建設工事** : 紙ファイルA4版(水色)

No.	提出書類 (ファイルに綴じ込み提出)	様式番号	備 考
1	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書	様式1 (共通様式)	
2	競争参加資格希望工種表	様式2-1	
3	営業所一覧表	様式2-2	
4	経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)(写し) ※希望工事明示のもの		有効期間内のもの
5	工事経歴書	様式3	様式3又は任意様式
6	技術者職員名簿 ※経営事項審査申請書の別紙二(写し)	別紙二又は様式4	
7	建設業許可通知書(写し)又は建設業許可証明書(写し)		有効期間内のもの
8	建設業許可申請書の別表(営業所一覧)(写し)	別紙二(2)	委任がある場合必須
9	専任技術者が確認できるもの(専任技術者一覧表)(写し)	別紙四(写し)	
10	委任状(原本) (押印あり)	様式5-1	委任先がある場合必須
11	使用印鑑届(原本) (押印あり)	様式6	
12	印鑑証明書(写し可)		3ヶ月以内に発行のもの
13	商業登記簿謄本(法人)(写し可) 身分証明書(個人事業主)(写し可)		3ヶ月以内に発行のもの
14	納税関係の証明書(写し可)		3ヶ月以内に発行のもの
	法人 ①国税、②都道府県税、③市町村税 個人 ①国税、②都道府県税、③市町村税		※委任先がある場合は、委任先所在地の都道府県税及び市町村税の証明書を提出
(ファイルに綴じ込まないで提出)			
15	競争入札参加資格審査申請書提出書類確認票(建設工事)	様式7	
16	競争入札参加資格審査申請補助入力票(建設工事) 【添付書類】経営規模等評価結果通知書 (総合評定値通知書) 希望工事明示のもの※4と同じもの	様式8	※希望する工事について「許可区分」欄に 朱書き○印で明示 。委任がある場合は、委任先が有している許可工種のみとする。
17	資本関係又は人的関係に関する調書	様式9	※必須
18	・舗装関係職員等届出書 ・舗装技術者実務経験調書 ・機械調書	様式10-1 様式10-2 様式10-3	市内・準市内業者で舗装工事を希望する場合で、アスファルト舗装工を自社施工ができる場合
19	水道施設工事技術者届出書	様式11	市内業者で水道施設工事希望の場合
20	特例浄化槽工事業者届出書等(写し)		市内業者で浄化槽工事希望の場合
21	返信用封筒(承認通知書送付用)		定形封筒に送付先を記入し、84円切手を貼付のこと

〔注意事項〕

1 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書…様式1（共通様式）

※記載要領及び記載例を参考に作成してください。

2 競争参加資格希望工種表…様式2-1

※記載要領及び記載例を参考に作成してください。

3 営業所一覧表…様式2-2

支店等に委任する場合に提出してください。※委任しない場合は不要です。

4 経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）（写し）

直近に受審した経営事項審査に係る、建設業施行規則第21の4の総合評定値通知書。（有効期間内のもの）

※2で希望する工事について、「許可区分」欄に**朱書きで○印**を付してください。

なお、審査中の場合は、申請日現在のものを提出し令和6年1月31日までに更新したものを再度提出してください。

5 工事経歴書…様式3又は任意書式

希望業種別に、R3.4.1～R5.10.31までの間の**主な官公庁の工事实績**について作成してください。

記載事項が網羅されていれば（建設業許可の申請を行うときに提出する工事経歴書の写し等）様式3に代えて提出することができます。

6 技術者職員名簿…経営事項審査申請書の別紙二（写し）及び様式4

経営事項審査申請書の別紙二の写しとします。なお、申請日現在の状況で、**追加がある場合は様式4に追加点を記入し**、削除がある場合は、別紙二の当該技術者を二重取り消し線で削除してください。

7 建設業許可通知書（写し）又は建設業許可証明書（写し）

建設業許可証明書の写しを提出してください。ただし、更新中の場合は、それを証する書面の写しを提出すること。

8 建設業許可申請書の別表（写し）

支店等に委任をする場合には、建設業許可申請書の別表（委任を受けた支店等が希望業種について許可を有していることがわかるもの。）を添付してください。

9 専任技術者が確認できるもの

建設業許可申請書の専任技術者一覧表（別紙四）の写しとし、建設業許可を受けている全ての業種について、本店及び支店等の専任技術者が確認できるものとしします。

10 委任状…様式5-1

支店等に委任する場合のみ提出してください。

任意様式とする場合は、委任を受けている項目（入札・見積、契約締結、請求受領等）を明記してください。また、委任者（実印）・受任者双方の印を押印してください。

11 使用印鑑届…様式6

入札、見積、契約締結及び代金請求等に使用する印鑑を押印してください。

使用印に実印を使用する場合は、「使用印鑑」欄にも実印を押印してください。

支店等に委任する場合は、「使用印鑑」欄には受任者の使用印を押印し、「代表者職氏名」欄には、代表者の実印を押印してください。

※社印（社判・角判）等の役職・個人を特定することができない印は、使用できません。

12 印鑑証明書（写し可）

提出する日の3ヶ月以内に発行されたものとします。

13 法人の場合・・・商業登記簿謄本（写し可）／個人事業主の場合・・・身分証明書（写し可）

履歴事項証明書・現在事項証明書どちらでも可

提出する日の3ヶ月以内に発行されたものとします。

身分証明書については、本籍地のある市区町村の役所で証明を受けてください。

14 税証明 ※写し可

提出する日の3ヶ月以内に発行されたものとします。（領収書の提出は不可です。）

①国税 ・ ・ ・ 税務署発行の「納税証明書」（電子納税証明書（写し）可）

法人は様式「その3の3」で「法人税」及び「消費税及び地方消費税」

個人は様式「その3の2」で「所得税」及び「消費税及び地方消費税」

②都道府県税 ・ ・ ・ 所在地（支店等委任の場合は当該支店所在地）の都道府県発行のすべての税目に係る「納税証明書」（未納がない旨表示されているもの）

（入札参加資格申請用として取得してください。）

③市町村税 ・ ・ ・ 所在地（支店等委任の場合は当該支店所在地）の市町村が発行する「未納または滞納がないことの証明」

※登米市内に所在地（委任先）がある業者

各総合支所窓口で申請し取得してください。

各総合支所に備え付けの「税関係証明等交付請求書」により申請してください。

「税関係証明等交付請求書」の右下側の「その他」の欄に「市税に未納がないことの証明」と記載し申請してください。

※税関係証明等交付請求書は登米市ホームページからダウンロードできます。

また個人の場合は本人、法人の場合は代表者以外の方が申請する場合は、委任状が必要となります。

※市外の業者

所在地の市区町村に「未納または滞納がない」ことの証明書を交付しているかを確認してください。

交付していない場合は、参考様式（未納の税額がないことの証明書（入札参加資格申請用））で証明の交付を受けるか、未納や滞納がないことが確認できる書面の交付を受けてください。

15 競争入札参加資格審査申請書提出書類確認票（建設工事）・・・様式7

「申請者提出」欄に書類の提出の有無について、○印を付してください。

※書類の不足が無いよう再度確認をお願いします

16 競争入札参加資格審査申請補助入力票（建設工事）・・・様式 8

本店情報及び支店等に委任する場合は支店等情報を記入してください。

法人組織は略語で記入し、法人組織のフリガナは不要です。

（例：株式会社・・・(株)、有限会社・・・(有)、合資会社・・・(資)、協業組合・・・(業)）

【添付書類】希望する工事について、「許可区分」欄に朱書きで○印をした経営規模等評価結果通知書（写し）を付してください。（4と同じもの）

17 資本関係又は人的関係に関する調書・・・様式 9

資本関係又は人的関係がある会社について作成してください。

※該当がない場合でも（該当なしに○印し）必ず提出してください。

18 舗装関係職員等届出書・・・様式 10-1、舗装技術者実務経験調書様式・・・10-2、

機械調書・・・様式 10-3 ※市内・準市内業者のみ

市では、舗装工事のうちアスファルト舗装工のみ自社施工の可否を確認しておりますので、舗装工事の登録を希望する場合で、アスファルト舗装工を**自社施工できる場合は提出**してください。

（アスファルト舗装工を自社施工できない場合は、提出不要です。）

なお、アスファルト舗装工を自社施工できない場合でも舗装工事の登録を希望することが出来ます。

また、アスファルト舗装工の自社施工の可否の届出に変更（自社施工可能→自社施工不可能、自社施工不可能→自社施工可能）が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。

————— 自社施工の条件については、以下のとおりです —————

(1) 次の職員が常勤していること。

- ・舗装技術者
- ・アスファルトフィニッシャーオペレーター
※アスファルトフィニッシャーに係る施工部分を下請負させる場合を除く
- ・マカダムローラー運転手
- ・タイヤローラー運転手
- ・補助作業員（レーキマン）

(2) 常勤とは次のいずれかに名前が記載された場合とする。

- ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- ・住民税特別徴収税額通知書
- ・健康保険被保険者証
- ・雇用保険被保険者証
- ・その他常勤性が確認出来る書類

(3) 必要な資格

- ・舗装技術者（①又は②のいずれか）
 - ① 1級又は2級舗装施工管理技術者
 - ② 民間工事を除く舗装工事若しくは舗装を含んだ工事（下請で行った工事も含む）に関し、直近10年間で5年以上の現場監督（現場代理人等）の経験年数（年度間最低1件以上を5年間以上）を有する者
※ただし、アスファルトフィニッシャーを用いた工事とする。
- ・マカダムローラー運転手及びタイヤローラー運転手については、ローラー運転の業務特別教習修了証

19 水道施設工事技術者届出書…様式 11 ※市内業者のみ

水道施設工事を希望する場合、提出してください。

20 特例浄化槽工事業者届出書（写し） ※市内業者のみ

浄化槽工事を希望する場合は、特例浄化槽工事業者届出書（写し）及び浄化槽設備士免状（写し）を提出してください。

21 返信用封筒

封筒は、承認通知書送付用です。申請区分毎に定形封筒（縦 22 c m以上）に 84 円切手を貼付し、送付先を記入してください。（※糊しろ部分に両面テープを貼り、封はしないでください。）

※「受付受理票」は発行しません。

申請時点で受付受理票が必要な場合は、承認通知書返信用封筒とは別に「**受付受理票**」と記載した**返信ハガキ**をご準備ください。